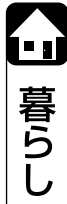


# 情報ひろば

- 花川北コミセン 花川北3・2・198 ☎74・6525
- 花川南コミセン 花川南6・5・27 ☎73・5300
- 八幡コミセン 八幡2・3・32 ☎66・4261
- りんくる 花川北6・1・41・1 ☎72・8343

- 市民館 花川北6・1・42 ☎74・2249
- 市民プール 花川北3・2・198 ☎74・6611
- スポーツ広場 花畔3・3・7・3 ☎64・0554
- B&G海洋センター 花畔3・3・7・4 ☎64・6010



## シルバー講習会

(社)石狩市シルバー人材センターでは、おおむね60歳代の方を対象に次の講習会を開催します。いずれも定員は20人、受講料は無料です。

### 【配管技能講習会】

日時 2月14日(月)～18日(金)の5日間 9時30分～16時

### 【刃物研ぎ技能講習会】

日時 2月21日(月)9時30分～15時30分

場所・申込・問合せ シルバー人材センター(新港南1・22)

☎64・7771

## 所得税の確定申告 (税務署からのお知らせ)

平成16年分の所得税の確定申告の相談・申告書の受け付けが2月16日(水)から始まります。相談・申告書の受け付けは3月15日(火)、消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談・申告書の受け付けは3月31日(木)

までです。申告書は、前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」を参考に各自で作成し、早めに提出してください。また、申告書は国税庁HP <http://www.nta.go.jp>の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成でき、送付により提出できます。札幌北税務署では、2月20日(日)・27日(日)に限り確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑・前年の確定申告書等の控え・使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

問合せ 札幌北税務署  
〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3・1  
☎011・707・5111(代表)

## 石狩ハイスタンプ会

貯めたシールで参加することができる各種イベントを企画しています。

## 【日ハム札幌ドーム公式戦】

満貼台紙3冊でスターシートチケット1枚を予約(各試合2席) 試合日 3月28日(月)・29日(火)・30日(水)、4月1日(金)・2日(土)・3日(日)・18日(月)・19日(火)・25日(月)・26日(火)・27日(水)・29日(金)・30日(土)

対戦相手、開始時間、他日程については、事務局までお問い合わせください。

## 【石狩温泉番屋の湯入浴券】

満貼台紙1冊と入浴券1枚を交換 問合せ・受付 石狩ハイスタンプ会事務局(花川南2・2) ☎72・4575(月～金曜10時～16時) <http://www.histamp.comet.jp/>

## 雪は指定の雪たい積場へ

タイヤシヨベルなどの重機を使用し雪を投げ入れている公園がみられます。これは公園の施設を痛めたり、園内が汚れますのでやめてください。雪は指定の雪たい積場へ運んで処理してください。

問合せ みどりの課 ☎72・6122

## 屋根からの落氷雪

毎年冬になると、屋根に積もった雪や氷、つらが落ちて、歩行者がけがや死亡する事故が起こっています。道内における過去5年間の事故による死傷者は死者7人、負傷者72人、合計79人となっています。事故の発生は、一日の気温が次第に高くなる11時ころから始まり、14時ころがピークとなっています。

冬期間の通行を円滑にし事故をなくすため、次のことに注意願います。

- 道路に屋根の雪などが落ちる建物は、丈夫な滑り止めなどを付けてください。また、滑り止めなどを点検し、耐久性がないようであれば早めに直してください。
- 屋根の雪などは、気温が急に上昇し、特にマイナス3度からプラス3度になったときに一番落ちやすい状態です。早めに雪などを屋根から下ろすようにし、下ろすときは歩行者に注意しましょう。

問合せ みどりの課 ☎72・6122

## ●ビルの壁、窓枠、突出看板等からの雪などは、少量でも危険です。付着した雪などは、こまめに取り除くようにしてください。

- 雪などが落ちたときは、直ちに事故がないか確かめるとともに、歩行者の通行の支障とならないよう、速やかに処理してください。
- 雪などが落ちる恐れのある軒下などは、歩行者に十分注意を促すようにしてください。
- 屋根から落ちた雪などや家屋敷地内の雪を道路に出すと歩行者や車の通行に支障となりますので、出さないようにしてください。

## 就学援助費受給申請

収入が少なく、小中学校での学用品や給食費などの負担が困難な世帯に対して、一定の基準で援助を行っています。今年度認定となっている方も再度申請が必要です。申請書は、

問合せ 維持管理課 ☎72・3138



- みどりの課
- 維持管理課

midori@city.ishikari.hokkaido.jp  
ijikanri@city.ishikari.hokkaido.jp



成年後見登記の証明書の交付については、東京法務局のみで行っていましたが、1月31日から札幌法務局でも成年後見登記

成年後見登記証明書交付

平成16年12月末現在

区分	花川南	花川北	樽川	花咲	新港	緑苑台	生振	本町	八幡	合計	
今年(平成16年)	発生	87	44	25	19	53	19	14	12	11	284
	死者	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
昨年(平成15年)	発生	95	48	29	24	62	25	16	23	13	335
	死者	79	31	32	13	58	14	18	10	11	266
増減	発生	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4
	死者	86	33	40	16	76	21	27	12	16	327
増減	発生	8	13	-7	6	-5	5	-4	2	0	18
	死者	-1	0	0	0	-2	0	3	0	0	0
増減	発生	9	15	-11	8	-14	4	-11	11	-3	8
	死者										

※事故発生後24時間以降に死亡した方については死者数に含めていません。

3つの基本行動「止まる」「見る」「待つ」で事故防止!!

交通事故発生状況

急ブレーキ・急ハンドル・急発進・急加速はスリップ事故のもとです。冬道はスピードダウンでゆっくり減速を、ハンドルは慎重に、車間距離は十分とります。

問合せ 市民生活課

TEL 72・3191

学校を通じて配布されますので、学校または市教委に提出してください。

問合せ 学校教育課

TEL 72・3171



行事

第12回風のコンサート

日時 2月5日(土)14時

場所 花川北コミセン

入場料 500円(小学生以下)

無料)

入場券取扱所 HANAひろば

リプロ・F、明正堂書店M E G A

花川店

演奏 南線小リコーダークラブ

樽川・花川北・花川南中学校吹

奏楽部、石狩南高校吹奏楽部、

石狩翔陽高校吹奏楽局

問合せ 石狩中学校 高橋さん

TEL 62・5004

環境マネジメント講習会

石狩商工会議所では、市内商工業者を対象に、環境問題に取

証明書(「登記事項証明」および「登記されていないことの証明」)の交付事務を開始します。

なお、この証明書の交付は札幌法務局本局(1階登記部門に窓口を開設)のみの取り扱いとなります(支局・出張所では取り扱っていないのでご注意ください)。

問合せ 札幌法務局戸籍課

TEL 011・709・2311(内線2167)

リサイクル講座

【固形石けんと美肌水作り講座】

日時 2月10日(木)、24日(木)9時

30分〜12時

定員 各10人(先着順)

【リサイクル粉石けん作り講座】

日時 2月17日(木)9時30分〜14時

定員 各5人(先着順)

【共通事項】

申込開始 2月4日(金)9時

持ち物 軍手・タオル・廃食用油

場所・申込・問合せ リサイクルプラザ(新港南1・22)

TEL 64・3196(9時30分〜16時30分 月曜祝日休館)

平成17年4月1日から下水道使用料が改定されます

平成16年の広報いしかり9月号でもお知らせしましたが、今後石狩市の下水道会計は赤字になると見込まれます。健全な経営を目指すために経費の節減はもちろん、費用に対する適正な料金設定も必要となります。

そのため、石狩市下水道事業運営委員会において協議が行われ、その結果、市民の皆さんの急激な負担増とならないよう、平均約7.8%の改定率が妥当であるとの結論を得て、先の12月議会で議決を得ました。

改定後の料金は平成17年4月使用分(5月支払分)から適用となります。

改定後の料金単価と現行使用料との比較については別表のとおりです。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

下水道管理課 TEL72-3175

E-mail g.kanri@city.ishikari.hokkaido.jp

【参考1】料金単価比較表

種別	使用(汚水)量	現行の料金単価	改定後の料金単価	
一般用	基本料金 10㎡まで	943円	1,018円	
	超過料金	10㎡を超え30㎡までの分(1㎡につき)	115円	124円
		30㎡を超える分(1㎡につき)	167円	180円
公衆浴場	1㎡につき	48円	52円	

【参考2】使用量ごとの1カ月あたり使用料比較(一般家庭における使用量は平均20㎡です)

使用量	現行使用料(消費税)	改定後使用料(消費税)	差額
10㎡/月	990円(47円)	1,068円(50円)	78円
20㎡/月	2,197円(104円)	2,370円(112円)	173円
30㎡/月	3,405円(162円)	3,672円(174円)	267円
50㎡/月	6,912円(329円)	7,452円(354円)	540円
70㎡/月	10,419円(496円)	11,232円(534円)	813円
100㎡/月	15,679円(746円)	16,902円(804円)	1,223円

※下水道使用料は、水量ごとの金額に100分の105を乗じた額(1円未満の端数は切捨て)です。

